

## 草刈用品を貸し出します



市では、市内の環境美化推進のため、草刈作業を行う個人および団体に対し、草刈用品を無料で貸し出しています。貸し出しを希望する場合は、市役所土地活用推進課に備え付けてある申請書に記入し、事前に提出をお願いします。

- ◆貸出期間…最大7日間
- ◆申込可能日…使用予定日の2ヶ月前より
- ◆申込方法…申請書を市役所へ提出



貸し出し可能な草刈用品

貸出物品	1回あたり貸出数量
刈払機	3台
自走式刈払機	1台
高枝切りハサミ	2本
ほうき	3本
くまで・レーキ	各3本
大型ちり取り	3個

※貸出状況によって、希望日の変更をお願いする場合や希望する数量を貸し出しできない場合がありますので、事前にご相談ください。

問い合わせ先 市役所土地活用推進課土地活用係(内線432・433)

## 移転元地の維持管理作業を行う自治団体を募集します



市では、防災集団移転促進事業により市が買い取った移転元地の草刈りや清掃などの維持管理作業を行う自治団体を募集しています。

- ◆対象…津波で被災した地域を活動範囲とする自治団体(構成人数10名以上)
- ◆内容…防災集団移転促進事業により市が買い取った移転元地の草刈りおよび清掃などの維持管理作業(概ね10月までに3回)
- ◆補助額…1㎡1回あたり11円
- ◆申込方法…申請書を市役所へ提出
- ◆申込期限…7月1日(月)



草刈りによる維持管理作業の様子

申請書のダウンロードなど、詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください



問い合わせ先 市役所土地活用推進課土地活用係(内線432・433)

## 後期高齢者医療制度の保険料率に変更されます



後期高齢者医療制度では、医療費などの自己負担額を除く費用(医療給付費)のうち公費が約5割、現役世代(0歳~74歳)が約4割を負担し、残りの約1割を後期高齢者医療保険料で賄っています。

被保険者数の大幅な増加や医療給付費の増加などを受け、必要となる費用を確保するため、令和6・7年度の保険料率を以下のとおり改定します。

個別に算出された年間保険料額は、7月に送付する通知書でご確認ください。

令和4・5年度			令和6・7年度		
保険料率	均等割額	40,900円	保険料率	均等割額	43,800円(*1)
	所得割率	7.36%		所得割率	8.53%(*2)
保険料の賦課限度額		660,000円	保険料の賦課限度額		800,000円(*3)

- ※1 所得の少ない人は、被保険者と世帯主の所得に応じて、均等割額軽減(7割・5割・2割)が適用されます。
- ※2 令和6年度保険料において、令和5年の基礎控除後の総所得金額などが58万円以下の人は、7.89%となります。
- ※3 令和6年度保険料において、生年月日が昭和24年3月31日以前または、障害認定により資格を取得した人は、73万円となります。

問い合わせ先 市役所保健課国保係(内線141)

## 景観条例・屋外広告物条例に関するお知らせ



市では、高田松原津波復興祈念公園の整備を契機として、良好な景観の形成を目的とした「陸前高田市景観計画」を平成30年に策定しています。市内で建築などを行う場合、事前に届け出る必要がありますので、ご注意ください。

### 景観条例による制限

市内で行う建築工事、工作物の設置などの行為には、高さや色彩などの基準が設定されており、一定規模を超える行為は、着手の1ヶ月前までに届け出が必要です。

### 屋外広告物条例による制限

設置する広告物の表示面積、色彩、高さ、形状および表示内容に基準が設定されており、一定面積以上の広告物を設置する場合は届け出が必要です。

申請書のダウンロードなど、詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください



なお、以下の重点景観地域では、場所によって基準が異なりますので、ご注意ください。

重点景観地域	主要な国道・県道・市道の周辺地域	復興祈念公園の周辺地域
	今泉の中心地域	アバッセたかた周辺地域

問い合わせ先 市役所土地活用推進課都市計画係(内線432・433)